

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	消費者啓発事業	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	佐久間
		担当者名	竹森	内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	消費者啓発事業（01-04-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	50 年度	根拠	消費者基本法	消費者安全法 東京都消費生活
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	条例	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	産業革新都市[Ⅲ]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	区民の消費生活の安定と向上にとっては、「自主的かつ合理的な行動ができる賢明な消費者」の育成が不可欠である。このため、消費者に関する様々な問題について、学習の機会と情報の提供を行う。				
対象者等	荒川区内在住者及び在勤・在学者				
内容	1 消費者講座 23年度(9回)・24年度(5回) 受講者募集方法：区報掲載、ポスター、チラシ、ホームページ 2 消費者講演会 23年度 「賢い消費者になるために ～正しい判断に必要なこと～」 24年度 「多重債務サポート研修」 3 出前講座：区内の公共施設等に消費生活相談員が出張して開講。23年度(17回)・24年度(28回) 4 地域連携消費者講座(24年度から実施) 第1回 7月9日(月) 女性団体の会「地震への備え大丈夫ですか？」 第2回 11月28日(木) 高齢者クラブ会長会「高齢者を狙う悪質商法」 5 東京都の消費生活総合センター共同キャンペーンに参加し「若者トラブル110番」「多重債務110番」を実施。 6 ケーブルテレビに出演、区報「消費者相談室から」に相談事例等を掲載、相談事例集の発行などで啓発。 7 高齢者被害防止のため悪質業者撃退シールを作成し配布。				
経過	昭和50年10月 東京都生活物資等の危害の防止、表示の事業行為の適正化及び消費者被害救済に関する条例を公布。 平成6年10月 同条例の全部改正。名称を「東京都消費生活条例」に変更。 平成14年3月 都消費生活条例改正 14年7月施行 平成16年6月 「消費者基本法」が公布・施行される。 平成19年6月 消費者団体訴訟制度施行 平成21年9月 消費者安全法施行 平成24年8月 消費者教育の推進に関する法律公布 平成24年8月 消費者安全法の一部を改正する法律成立、9月公布 平成25年2月 「訪問購入」の規制を盛り込む特定商取引に関する法律の一部を改正する法律施行				
必要性	消費者の安全・安心の確保や自立の支援、消費者トラブルに対する啓発活動の場として、消費者講座や講演会、出前講座等を開催することは重要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	327	335	389	2,072	4,788	1,243	1,179	
①決算額(25年度は見込み)	294	265	350	1,470	3,308	897	1,179	
②人件費等	1,098	1,091	2,118	4,134	6,488	3,251		
③減価償却費				2,760	2,488	2,549		
【事務分担量】(%)	20	20	40	95	80	79		
合計(①+②+③)	1,392	1,356	2,468	8,364	12,284	6,697	1,179	
国(特定財源)								
都(特定財源)			188	1,038	2,913	325		
その他(特定財源)								
一般財源	1,392	1,356	2,280	7,326	9,371	1,108		
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	消費者講座 人数	123人	154人	149人	134人	129人	139人	150人
	消費者講座 回数	5回	5回	8回	8回	9回	5回	5回
	消費者講演会 回数(人数)			2回(85人)	1回(178人)	1回(71人)	1回(21人)	0
	地域連携消費者講座 回数(人数)						2回(128人)	3回(200人)
	出前講座 人数	973人	554人	400人	714人	540	975人	1,300人
	出前講座 回数	28回	18回	14回	21回	17回	28回	45回

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	消費者講座講師謝礼等	519	消費者講座講師謝礼等	126	消費者講座講師謝礼等
消耗品費	図書・追録・リーフレット等	2,465	図書・追録・リーフレット等	420	図書・追録・リーフレット等	762	
印刷製本費	事例集表紙作成費	144	事例集表紙作成費	351	事例集表紙作成費	147	
役務費	消費者講演会看板作成費	43			講師謝礼（法人支払）	65	
委託料	消費者講演会用ポスター・チラシ作成委託	120					
使用料及び賃借料	会場使用料	17	会場使用料	0	会場使用料	10	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	① 消費者講座数	8	9	5	5	5	24年度より5回/年が目標値
	② 出前講座回数	21	17	28	45	48	24年度後半より目標値=4回/月
	③ 地域連携消費者講座			2	3	3	24年度より開始し目標値=3回/年

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害未然防止ためには、消費者を取り巻く経済社会環境に応じたタイムリーな消費者講座や平成24年度から実施の地域連携講座の企画、区のホームページなどを活用して消費者啓発を行っていくことが重要である。 ・出前講座は、特に高齢者の被害防止に重点を置くとともに、各種団体の集まりに積極的に出席し啓発を行うほか、団体が主体的に消費者啓発を行なえるよう支援していく必要がある。 ・若者向け、特に小・中学生の啓発は教育委員会との関わりが大事であり、効果的であると考えられるため連携し消費者教育を推進していく。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	消費者講座を5回、地域連携消費者講座を3回実施予定。特に、地域連携消費者講座は東京都消費者教育モデル事業の申請を行い内容など強化を図る。	平成25年度の実施内容を引続き継承する。
②	高齢者や障がい者等の消費者被害を未然に防止するため、福祉関係部署や防犯関係部署、警察署などとの連携を強化する。	平成25年度の実施内容を引続き継承する。
③	小学生高学年・中学生を中心に消費者被害の未然防止を図るため、教育委員会との連携を強化する。	平成25年度の実施内容を引続き継承する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	消費者の安全・安心の確保や自立の支援、消費者トラブル等に対する啓発活動の場として実施する当該事業の優先度は高い。

議会議決要旨	17年1定 仮称「荒川区消費生活条例」の制定、消費者教育の整備及び充実
--------	-------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	消費者活動支援事業	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	佐久間
		担当者名	竹森	内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)	消費者活動支援事業(01-04-02)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度)		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成	52 年度	根拠	消費者基本法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区消費者団体事業補助金交付要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	産業革新都市[Ⅲ]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	消費者団体が消費生活の安定や向上を図る目的で実施する事業に対し、事業に要する経費の一部を補助することにより、消費者団体の活動を支援する。				
対象者等	荒川区消費者団体				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の交付を受けることのできる団体の要件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消費者の立場から、消費生活の安定と向上を図る目的をもって自主的に組織されかつ荒川区に登録されている。 (2) 20名以上の会員で組織されている。 (3) 団体の運営を定める「会則」又は、これに準ずるものがある。 (4) 年間をとおしての事業計画が定められている。 ・ 補助金の交付対象となる事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 講演(習)会、研修会、懇談会、施設見学会。 (2) 消費生活展、不用品再利用交換会。 (3) その他区長が認めた事業。 ・ 補助金の算定方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各対象事業の実施に要する経費の二分の一相当額とし、その額は、30,000円を上限とする。 (2) 団体の連合体が、各対象事業を実施する場合の補助金の交付額は、実施に要する経費の二分の一相当額とし、その額は、50,000円を上限とする。 				
経過	平成11年度 事業名を「消費者啓発事業」から「消費者活動支援事業」に変更。				
必要性	消費者啓発活動や消費者団体の育成を推進するため、消費者団体が行う事業に対して支援をすることは必要である。				
実施方法	(1 直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 区が補助金を交付し、消費者団体が自主的に事業を実施する。				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	80	74	42	42	42	42	42
	①決算額(25年度は見込み)	29	2	13	6	0	0	42
	②人件費等	244	218	212	258	339	110	
	③減価償却費				145	124	65	
	【事務分担当量】(%)	5	4	4	5	4	2	
	合計(①+②+③)	273	220	225	409	463	175	42
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	273	220	225	409	463	175	42
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	講演会・展示会等 件数	2件	0件	2件	1件	0件	0件	(6)件
	講演会・展示会等 金額	10	0	13	6	0	0	(42)
	消費生活展 件数	3件	1件	-	-	-	-	-
	消費生活展 金額	19	2	-	-	-	-	-

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	講演(習)会	0	講演(習)会	0	講演(習)会	42

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	申請件数	1	0	0	6	6	
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)	消費者団体構成員の高齢化等によって、消費者団体が減少し、消費者団体活動が困難になってきている。
他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区) 未実施区：千代田区、練馬区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	広報等で消費者活動支援事業について周知を図る。	平成25年度の実施内容を引き続き継承する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	消費者団体の自主的・主体的な活動を支援するために必要である。

況議 (要旨) 会質 問状	
------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	消費者相談事業	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	佐久間
		担当者名	竹森	内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)	消費者相談事業(01-05-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度)		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成	61 年度	根拠	消費者基本法 消費者安全法 東京都消費生活条例	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	例 荒川区消費者相談実施要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	産業革新都市[Ⅲ]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	区民等の消費生活に関する相談を窓口、電話及びメールで受け付け、情報提供や助言、あっ旋、他機関への紹介を行い、区民の生活安定・向上を図る。深刻化する多重債務問題に対応するため、弁護士による多重債務特別相談窓口を開設し、相談体制の整備・充実を図っている。				
対象者等	(1) 荒川区内在住の個人及び区内に主たる事務所を有する団体。（営利を目的とするものは除く。） (2) 区内在勤、在学者で区長が必要と認めるもの。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> 消費者相談室の設置 消費者相談室を設置し、国民生活センター認定の消費生活専門相談員資格や日本産業協会認定の消費生活アドバイザー資格等を有する者を消費生活相談員として配置する。 勤務体制 非常勤職員 4週間につき15日 3名（平成20年度まで2名） 相談の日時 月曜日～金曜日、午前8時30分～正午 午後1時～午後5時15分（受付は4時30分まで） ※「弁護士による多重債務特別相談」（予約制） 毎月2回 第2・第4金曜日、午前9時～午前12時 消費者相談ホームページの開設：平成13年2月 <p>【消費者相談室機能拡充費】 消費者行政活性化交付金を活用し、平成22年7月に産業経済部3階研修室を改修し、消費者相談室及び情報コーナーを増設。平成22年度単年度経費：予算額4,700,000円 支出額4,045,252円</p>				
経過	<p>平成9年4月 消費者相談員を1名から2名に増員</p> <p>平成13年 割賦販売法、消費者契約法、薬事法、JAS法等日常生活に密接に関連した法律が多数改正</p> <p>平成14年1月 消費生活情報体制整備事業として、パイオネット端末機導入</p> <p>平成16年4月 消費生活相談情報直接入力システム運用開始</p> <p>平成20年4月 弁護士による多重債務特別相談窓口を開設</p> <p>平成20年6月 特定商取引法、割賦販売法の一部改正</p> <p>平成21年4月 消費者相談員を2名から3名に増員</p> <p>平成21年9月 消費者安全法施行</p> <p>平成22年1月 消費者ホットライン開始、平成22年4月 新パイオネット運用開始</p> <p>平成22年7月 消費者相談室及び情報コーナーを増設</p> <p>平成22年12月 改正割賦販売法完全施行</p> <p>平成24年8月 消費者教育の推進に関する法律公布</p> <p>平成24年8月 消費者安全法の一部を改正する法律成立、9月公布</p> <p>平成25年2月 「訪問購入」の規制を盛り込む特定商取引に関する法律の一部を改正する法律施行</p>				
必要性	消費生活の安定と向上のため、専門相談員による消費者問題への対応や消費者啓発は必要不可欠である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	5,597	6,604	8,890	15,798	11,115	11,114	10,922	
①決算額(25年度は見込み)	5,562	6,377	9,039	14,974	10,895	10,704	10,922	
②人件費等	500	1,091	1,588	3,715	5,490	3,142		
③減価償却費				2,324	2,333	2,420		
【事務分担当】(%)	8	20	30	80	75	75		
合計(①+②+③)	6,062	7,468	10,627	21,013	18,718	16,266	10,922	
国(特定財源)								
都(特定財源)			2,228	8,364	4,889	5,203		
その他(特定財源)								
一般財源	6,062	7,468	8,399	12,649	13,829	11,063		
実績の推移	事項名							
相談件数	1,209	1,126	1,367	1,346	1,336	1,212	1,200	
相談内容順位①	情報通信	サラ金	サラ金	サラ金	情報通信	情報通信		
相談内容順位②	サラ金	情報通信	情報通信	情報通信	サラ金	サラ金		
相談内容順位③	土地・建物	土地・建物	土地・建物	土地・建物	土地・建物	土地・建物		

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	消費生活相談員報酬	9,057	消費生活相談員報酬	8,833	消費生活相談員報酬
共済費	社会保険料	1,253	社会保険料	1,236	社会保険料	1,266	
報償費	弁護士謝礼	446	弁護士謝礼	467	弁護士謝礼	488	
特別旅費	消費生活相談員旅費	25	消費生活相談員旅費	14	消費生活相談員旅費	48	
一般需用	消耗品費	53	消耗品費	70	消耗品費	88	
委託料	ポスター、チラシ作成委託	52	ポスター、チラシ作成委託	67	ポスター、チラシ作成委託	81	
負担金	相談員研修受講料	9	相談員研修受講料	17	相談員研修受講料	18	
	【相談室機能拡充経費】						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	相談件数	1,346	1,336	1,212	1,200	—	
②							
③							

（問題点・課題）	相談内容は複雑多岐で長時間に及ぶ事例が増えている。消費者相談室に寄せられる様々な相談に対応できるよう相談員のスキルアップが常に必要である。
	（実施 22 区 未実施 区） 消費生活センター 18区 消費生活係 2区 消費生活課 1区 消費者相談コーナー 1区

問題点・課題の改善策	
	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	相談内容は複数多義、時間も長時間に及ぶ相談が増えてきている。今後もインターネット取引や情報通信トラブルなどの時代の変化に応じた対応が必要である。
②	平成24年度の実施内容を引継ぎ継承する。
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	消費生活の安定と向上のため、消費者問題への対応や解決、消費者啓発を図る当該事業の優先度は高い。

（議会要旨）	15年四定 「消費者行政の充実について」 17年一定 「条例制定、体制充実、啓発強化」 19年三定 議会審議「割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」可決
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	電気用品の販売に関する事務	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	佐久間
		担当者名	竹森	内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度)		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	36 年度	根拠	電気用品安全法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市[Ⅲ]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	<p>電気用品の製造、輸入及び販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することによって、粗悪な電気用品をなくし、消費者が安全に電気用品を使用できるようにする。</p> <p>区長は、電気用品安全法第55条の2及び同法施行令第5条の規定に基づき、販売事業者に対する立入検査等を行い、検査の結果不適合及び違反等が確認された場合は、販売停止・再発防止指導を行い、都を經由して国に報告することとなっている。</p>				
対象者等	電気用品販売事業者				
内容	<p>1 販売事業者から報告の徴収</p> <p>2 販売事業者の事務所への立ち入り検査 販売事業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、電気用品について、製造者、商標、形式定格電圧等の表示について検査を行う。検査終了後に、電気用品調査表を作成する。</p>				
経過	<p>平成12年4月1日 地方分権一括法の施行により東京都区長委任条項が廃止され、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」が適用された。</p> <p>平成13年4月1日 1 電気用品取締法から電気用品安全法へ名称変更された。 2 製造事業登録・型式認可制度から届け出・自己確認制度へ変更された。（規制は緩和されたが取り扱い商品への責任が重くなった。） 3 指定検査機関制度廃止、政府認定の民間第三者検査機関制度の導入。 4 事前規制の合理化により、回収命令、罰則強化。</p> <p>平成19年12月21日 電気用品販売の事業を行う者に対する立入検査実施要領（経済産業省）制定</p> <p>平成20年4月1日 東京都電気用品取締事務実施要領制定</p> <p>平成24年4月1日 地域主権改革に伴い電気用品安全法の一部が権限委譲された。</p>				
必要性	電気用品安全法に基づき、区長は、立入検査を行い、都知事に報告することとなっている。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>検査員は、身分証明書を提示し、販売業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、電気用品について、表示の有無の検査を行う。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
①決算額(25年度は見込み)	0	0	0	0	0	0		
②人件費等	256	254	244	290	339	302		
③減価償却費				116	124	161		
【事務分担当】(%)	3	3	3	4	4	5		
合計(①+②+③)	256	254	244	406	463	463	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	256	254	244	406	463	463	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	立入販売事業者数	4	3	3	4	3	2	(3)
	検査数	23	15	28	22	34	33	
	違反販売事業者数	0	0	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①							
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)							
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)						

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	電気用品安全法に基づく事務である。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	計量法に基づく事前調査	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	佐久間
		担当者名	渡部	内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)	産業振興課事務費(01-02-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○25年度 ○24年度)		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成	5年度	根拠	計量法	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	産業革新都市[Ⅲ]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	「計量法」は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として定められている。区市町村長は、計量法第22条に基づき、都道府県の定期検査にあたり、対象計量器の数を事前に調査し、都道府県知事に報告することとなっている。				
対象者等	取引又は証明に「はかり」を使用している事業所				
内容	<ul style="list-style-type: none"> 計量法に基づく定期検査（隔年実施）のための事前調査 → 17年度、19年度、21年度実施する。 業務用はかり（特定計量器） <ul style="list-style-type: none"> 1 タンクメーター 2 質量計 3 温度計 4 皮革面積計 5 体温計 6 流速計 7 密度浮ひょう 8 アイドル型圧力計 9 流量計 10 熱量計 11 最大需用電力 12 電力量計 13 無効電力量計 14 照度計 15 騒音計 16 振動レベル計 17 濃度計 18 浮ひょう型比重 事前調査送付はがき枚数（隔年実施、対象業種） <ul style="list-style-type: none"> 13年度 120件 鮮魚、精肉、惣菜 15年度 240件 スーパー、鮮魚、精肉、惣菜 17年度 240件 病院、新規スーパー、鮮魚、精肉、惣菜 19年度 240件 新規飲食、貴金属、スーパー、鮮魚、精肉、惣菜 21年度 240件 医院、スーパー、鮮魚、精肉、惣菜 23年度 450件 新規飲食、医院、貴金属、スーパー、パン製造、鮮魚、精肉、惣菜等 定期事前調査質問内容 <ul style="list-style-type: none"> 1 「はかり」の使用の有無 2 使用している「はかり」の種類（電気式、機械式）、最大量れる量、台数 				
経過	届出済証が貼付されたはかりの計量法における取り扱いについては、届出済証が検査証印とみなされる期限（平成15年10月31日）以降、取引又は証明に使用する場合には、計量法の技術基準に適合されるよう改造を行った後、検査に合格しなければならないこととされている。（型式承認改造検定） しかし、当該はかりが未だ相当数使用されていることを考慮し、新たな「型式外検定」制度が創設され平成13年11月以降の継続使用について、使用者の方に判断してもらう選択肢が設けられた。				
必要性	計量法に基づき、区市町村長に事前調査及び都道府県知事への報告が義務付けられている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 事前調査は、新規事業所を重点的に行い、既存の事務所については事業ごとのリストで無作為抽出し、計量器定期検査事前調査用往復ハガキを送付する。事前調査結果については都道府県知事に報告する。				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	24	0	24	0	45	0	45
	①決算額(25年度は見込み)	24		24		45		0
	②人件費等					0	0	
	③減価償却費					0	0	
	【事務分担量】(%)					0	0	
	合計(①+②+③)	24	0	24	0	45	0	0
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	24	0	24	0	45	0	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	事前調査件数	240	0	240	0	450	0	(450)

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		役務費	事前調査用往復はがき	45	事前調査用往復はがき	0	事前調査用往復はがき

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①							
②							
③							

(問題点・課題分析)	事前調査については、より多くの調査対象を調査できるように計画的に実施する必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	計量法に基づく事務である。

議(要旨)問状	
---------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	家庭用品の品質表示に関する検査事務	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	佐久間
		担当者名	竹森	内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成	37 年度	根拠	家庭用品品質表示法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	産業革新都市[Ⅲ]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者へ家庭用品の品質に関する表示を適正に行うよう要請し、一般消費者の利益を保護することを目的とする。区長は、家庭用品品質表示法第19条及び同施行令第4条の規定に基づき、販売業者に係る指導、立入検査等を行い、都知事に報告することとなっている。				
対象者等	卸売業者以外の販売業者（一般小売業者）				
内容	<p>1 立入り検査及び適正化指導</p> <p>2 東京都への実績報告</p> <p>23年度 検査実施店舗等数 11件 検査実施品目数 49品目・253件 （内訳 繊維製品 22 合成樹脂加工品 4 電気機械器具 9 雑貨工業品 4）</p> <p>24年度 検査実施店舗等数 5件 検査実施品目数 48品目・288件 （内訳 繊維製品 19 合成樹脂加工品 5 電気機械器具 12 雑貨工業品 12）</p> <p>検査項目：表示状況調査（表示の有無及び適否）、表示の管理状況、責任者及び店員の法に対する知識、無表示品の仕入先、不適正表示品の表示者</p> <p>対象品目：90品目（繊維製品35 合成樹脂加工品8 電気機械器具17 雑貨工業品30）</p>				
経過	<p>平成12年1月26日 家庭用品品質表示法の一部が改正され、雑貨工業品に家庭用浄水器が加わる。（平成14年4月1日施行）</p> <p>平成12年4月1日 地方分権一括法により東京都区長委任条項が廃止され「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」が適用された。</p> <p>平成21年9月1日 消費者庁設置に伴い家庭用品品質表示法の窓口が経済産業省から消費者庁に変更。</p> <p>平成24年4月1日 地域主権改革に伴い家庭用品品質表示法の一部が権限委譲された。</p>				
必要性	家庭用品品質表示法に基づき、区長は、立入検査を行い、都知事に報告することとなっている。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>立入検査は、原則として当該店舗等に対して事前連絡をせず、被検査場所（店舗等）の責任者に対して立入検査証を提示して行う。このため立入検査の趣旨を十分説明する必要がある。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
①決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
②人件費等	256	254	244	290	339	302		
③減価償却費				116	124	161		
【事務分担当】（%）	3	3	3	4	4	5		
合計（①+②+③）	256	254	244	406	463	463	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	256	254	244	406	463	463	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	検査実施店舗等数	12	11	10	12	11	5	(10)
	検査実施品目数	37	40	35	47	49	48	
	検査点数	255	236	218	310	253	288	
	不適正件数	0	0	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①							
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)	立入検査対象については、年度ごとに町別順に計画を立てるなど計画的に実施する必要がある。また、権限委譲により対象となる関係事行法の立入検査事務が増えたので、効率よく他法との関係を考慮し行うことが望ましい。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	家庭用品品質表示法に基づく事務である。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	ガス事業法に関する事務	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	佐久間
		担当者名	竹森	内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	● 新規事業（○ 25年度 ● 24年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 24 年度	根拠	ガス事業法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市[Ⅲ]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	<p>ガス事業の運営を調整することにより、ガス使用者の利益を保護し、ガス事業の健全な発達を図るとともに、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ることを目的としている。</p> <p>区長は、ガス事業法第47条及び同法施行令第119条3項の規定に基づき、都市ガス用器具について立入検査等を行い、都知事に報告することとなっている。</p>				
対象者等	ガス器具等の販売事業者（PSTGマークの確認）				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 販売事業者から報告の徴取 2 販売事業者の事務所への立ち入り検査 販売事業者の店舗、営業所、事業所又は倉庫に立ち入り、都市ガス用器具について、国が定めた技術上の基準に適合した旨のマークを確認するため立入検査等を行う。 3 立入検査の結果、法令に違反する事実を認めた場合には、報告書を提出する。 				
経過	平成24年4月1日 地域主権改革に伴い、ガス事業法の一部が権限委譲された。				
必要性	ガス事業法に基づき、区長は、立入検査を行い、都知事に報告することとなっている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 検査員は、身分証明書を提示し、販売業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、都市ガス用器具について、表示の有無の検査を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額							0	
①決算額（25年度は見込み）							0	
②人件費等						302		
③減価償却費						161		
【事務分担当】（%）						5		
合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	463	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	463	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	立入販売事業者数						1	
	検査数						6	
	違反販売事業者数						0	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①							
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)							
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)						

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	ガス事業法に基づく事務である。

況議 (要 会 質 問 状)							
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	液化石油ガスに関する事務	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	佐久間
		担当者名	竹森	内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	● 新規事業（○ 25年度 ● 24年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	24 年度	根拠法令等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	産業革新都市[Ⅲ]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	<p>一般消費者への液化石油ガス販売、液化石油ガス器具の製造及び販売を規制することにより、液化石油ガスの事故を防止するとともに、取引を適正に行なうことを目的としている。</p> <p>区長は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条及び同法施行令第142条の規定に基づき、立入検査等を行い、都知事に報告することとなっている。</p>				
対象者等	液化石油ガス器具等の販売事業者（PS LPGマークの確認）				
内容	<p>1 販売事業者から報告の徴取</p> <p>2 販売事業者の事務所への立ち入り検査</p> <p>販売事業者の店舗、営業所、事業所又は倉庫に立ち入り、液化石油ガス器具等の保管場所等について検査を行う。</p>				
経過	<p>平成24年4月1日</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令（平成24年政令第96号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する省令（平成24年経済産業省令第24号）に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部が権限委譲された。</p>				
必要性	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、区長は、立入検査を行い、都知事に報告することとなっている。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>検査員は、身分証明書を提示し、販売業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、液化石油ガス器具について、保管場所等の検査を行う。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額							0	
①決算額（25年度は見込み）							0	
②人件費等						302		
③減価償却費						161		
【事務分担当】（%）						5		
合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	463	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	463	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	立入販売事業者数						1	
	検査数						2	
	違反販売事業者数						0	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①							
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)							
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)						

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務である。

況議 (要 会 質 問 状)							
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	消費生活用製品安全法に関する検査事務	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	佐久間
		担当者名	竹森	内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	● 新規事業（○ 25年度 ● 24年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	24 年度	根拠法令等	消費生活用製品安全法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市[Ⅲ]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造、輸入及び販売を規制するとともに消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進し、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。 区長は、消費生活用製品安全法第4条及び同法施行令第14条の規定に基づき、販売業者に係る指導、立入検査等を行い、都を経由し国に報告することとなっている。				
対象者等	特定製品の販売業者（一般小売業者）				
内容	国が定めた基準に適合した旨の消費生活用製品安全規制マーク（PSCマーク）の表示販売店は、特定製品にPSCマークがあることを確認することが求められている。マークの表示のある製品が販売されているかの確認のため立ち入り検査を行う。 特定製品：6品目 特別特定製品：4品目 長期使用製品安全点検制度 長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上の支障が生じ、特に危害を及ぼす恐れが多い製品の点検を義務付けている。小売業者は販売に際しこの旨の説明をする必要がある。 対象製品：9品 検査対象業者：消費生活用製品安全法施行令第14条に規定する販売業者				
経過	平成24年4月1日 地域主権改革に伴い消費生活用製品安全法の一部(特定製品と特定保守製品)に関する ①報告徴収 ②立入検査 ③製品提出命令の権限が委譲された。				
必要性	消費生活用製品安全法に基づき、区長は、販売業者に係る指導、立入検査等を行い、都知事に報告することとなっている。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 検査員は、身分証明書を提示し、販売業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、特定製品と特定保守製品について、表示の有無の検査を行う。 立入検査は、原則として当該店舗等に対して事前連絡をせず、被検査場所（店舗等）の責任者に対して立入検査証を提示して行う。このため立入検査の趣旨を十分説明する必要がある。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額							0	
①決算額（25年度は見込み）							0	
②人件費等						302		
③減価償却費						161		
【事務分担当】（%）						5		
合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	463	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	463	0	
実績の推移	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
検査実施店舗等数						2		
PSCマーク確認						4		
特定保守製品						4		
不適正件数						0		

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①							
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)	立入検査対象については、年度毎に町別順に計画をたてるなど計画的に実施する必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	消費生活用製品安全法に基づく事務である。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--